

3川総危第984号
令和3年10月21日

各 部 長
各 区 本 部 長

総務企画局危機管理監

段階的緩和措置終了後における本市行政運営について（通知）

令和3年10月20日に神奈川県が新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、9月30日の緊急事態宣言解除に伴う各種段階的緩和措置について、その期限等を延長しないことを決定しました。

本市における対応は、既に令和3年9月30日付けで「緊急事態宣言解除後における本市行政運営方針について」にて、示しているとおりであり、行政運営方針の変更等はございませんが、次の点に留意いただきますよう改めて関係各所へ御周知願います。

- 1 本市が管理する市民利用施設における、段階的緩和としての21時までの利用時間制限については10月24日にて終了となります。
- 2 ただし、施設の利用形態について、各施設の判断により、必要に応じて、一時閉鎖又は一部利用休止することができるものとします。その場合には各施設において市民への周知徹底をお願いします。
- 3 利用予約について、新型コロナウイルス感染症を理由としたキャンセル料は、引き続き徴収せず、事前に納付されている使用料（利用料金）は全額返還とする取扱いについては、新型コロナウイルス感染症のまん延状況等に鑑み引き続き継続します。

(危機管理室 青柳、宮本、大條、卯月担当)
内線22524